

札幌市立学校特定建築物環境衛生管理業務仕様書（その ）

1 業務期間

契約締結日から平成19年3月31日まで

2 建築物環境衛生管理技術者の選任及びその業務

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条第1項に規定する技術者免状を保有する者を次項に掲げる学校毎に選任し、当該技術者により毎月1回校舎内（貯水槽を含む）を巡回点検するとともに、建物の維持管理全般が環境衛生上適正に行われるよう次の業務を実施するものとする。

また、各学校毎の技術者の建築物環境衛生管理技術者免状の写しを提出すること。

- (1) 維持管理業務計画の立案
- (2) 維持管理業務の指揮監督
- (3) 環境衛生上の維持管理に必要な各種調査の実施とその結果の評価
- (4) 環境衛生上の維持管理に必要な諸書類の作成及び関係図面、書類、図書等の保管
- (5) 監督機関への特定建築物維持管理報告書及び各種届出書の作成
- (6) その他必要な業務

3 受水槽の清掃

1年に1回、札幌市簡易専用水道指導要綱に基づく給水設備維持管理基準に定められる受水槽及び高架水槽の清掃を実施するものとする。なお、実施時期は別途指示する。

4 水質検査

- (1) 次の15項目に関する検査を6ヵ月に1回実施するものとする。
 - ・一般細菌 ・大腸菌群 ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ・塩化物イオン・濁度
 - ・有機物等（全有機炭素(TOC)の量） ・PH値 ・味 ・臭気 ・色度
 - （ ・鉛及びその化合物 ・亜鉛及びその化合物 ・鉄及びその化合物 ・銅及びその化合物・蒸発残留物）
- 括弧内の5項目については、基準に適合すれば1回省略することができる。
- (2) 次の11項目に関する検査を1年に1回実施するものとする。
 - ・クロロホルム ・ジプロモクロロメタン ・プロモジクロロメタン
 - ・プロモホルム ・総トリハロメタン ・シアン化物イオンオ及び塩化シアン
 - ・クロロ酢酸 ・ジクロロ酢酸 ・臭素酸 ・トリクロロ酢酸 ・ホルムアルデヒド

5 空気環境測定

(1) 次の項目に関する測定を2ヵ月に1回(1日2回)実施するものとする。

・温度 ・相対湿度 ・気流 ・浮遊粉じん ・一酸化炭素 ・炭酸ガス

(2) 次の項目に関する測定を新築後最初の6月1日から9月30日の間に1回実施するものとする。

・ホルムアルデヒド

6 業務対象校

別紙1のとおり

7 その他

(1) 毎月業務を完了したときは、別紙2の特定建築物環境衛生管理業務報告書を当該学校長の確認を受けたのち委託者へ提出するものとする。なお、上記3、4、5の業務を実施したときは、処理結果の詳細を記載した書面又は検査結果通知書等を添付すること。

(2) 業務の実施にあたっては、上記に定めるもののほか、関係法令等の規定を遵守して実施するものとする。

札幌市立学校特定建築物環境衛生管理業務仕様書（その1）

1 業務期間

平成18年4月3日から平成19年3月31日まで

2 建築物環境衛生管理技術者の選任及びその業務

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条第1項に規定する技術者免状を保有する者を次項に掲げる学校毎に選任し、当該技術者により毎月1回校舎内（貯水槽を含む）を巡回点検するとともに、建物の維持管理全般が環境衛生上適正に行われるよう次の業務を実施するものとする。

また、各学校毎の技術者の建築物環境衛生管理技術者免状の写しを提出すること。

- (1) 維持管理業務計画の立案
- (2) 維持管理業務の指揮監督
- (3) 環境衛生上の維持管理に必要な各種調査の実施とその結果の評価
- (4) 環境衛生上の維持管理に必要な諸書類の作成及び関係図面、書類、図書等の保管
- (5) 監督機関への特定建築物維持管理報告書及び各種届出書の作成
- (6) その他必要な業務

3 受水槽の清掃

1年に1回、札幌市簡易専用水道指導要綱に基づく給水設備維持管理基準に定められる受水槽及び高架水槽の清掃を実施するものとする。なお、実施時期は別途指示する。

4 水質検査

- (1) 次の15項目に関する検査を6ヵ月に1回実施するものとする。
 - ・一般細菌 ・大腸菌群 ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ・塩化物イオン・濁度
 - ・有機物等（全有機炭素（TOC）の量） ・PH値 ・味 ・臭気 ・色度
 - （ ・鉛及びその化合物 ・亜鉛及びその化合物 ・鉄及びその化合物 ・銅及びその化合物・蒸発残留物）
- 括弧内の5項目については、基準に適合すれば1回省略することができる。
- (2) 次の11項目に関する検査を1年に1回実施するものとする。
 - ・クロロホルム ・ジプロモクロロメタン ・プロモジクロロメタン
 - ・プロモホルム ・総トリハロメタン ・シアン化物イオンオ及び塩化シアン
 - ・クロロ酢酸 ・ジクロロ酢酸 ・臭素酸 ・トリクロロ酢酸 ・ホルムアルデヒド

5 空気環境測定

次の項目に関する測定を2か月に1回実施するものとする。

・温度 ・相対湿度 ・気流 ・浮遊粉じん ・一酸化炭素 ・炭酸ガス

6 業務対象校

別紙1のとおり

7 その他

- (1) 毎月業務を完了したときは、別紙2の特定建築物環境衛生管理業務報告書を当該学校長の確認を受けたのち委託者へ提出するものとする。なお、上記3、4、5の業務を実施したときは、処理結果の詳細を記載した書面又は検査結果通知書等を添付すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、上記に定めるもののほか、関係法令等の規定を遵守して実施するものとする。

札幌市立学校特定建築物環境衛生管理業務仕様書（その２）

1 業務期間

平成18年4月3日から平成19年3月31日まで

2 建築物環境衛生管理技術者の選任及びその業務

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条第1項に規定する技術者免状を保有する者を次項に掲げる学校毎に選任し、当該技術者により毎月1回校舎内（貯水槽を含む）を巡回点検するとともに、建物の維持管理全般が環境衛生上適正に行われるよう次の業務を実施するものとする。

また、各学校毎の技術者の建築物環境衛生管理技術者免状の写しを提出すること。

- (1) 維持管理業務計画の立案
- (2) 維持管理業務の指揮監督
- (3) 環境衛生上の維持管理に必要な各種調査の実施とその結果の評価
- (4) 環境衛生上の維持管理に必要な諸書類の作成及び関係図面、書類、図書等の保管
- (5) 監督機関への特定建築物維持管理報告書及び各種届出書の作成
- (6) その他必要な業務

3 受水槽の清掃

1年に1回、札幌市簡易専用水道指導要綱に基づく給水設備維持管理基準に定められる受水槽及び高架水槽の清掃を実施するものとする。なお、実施時期は別途指示する。

4 水質検査

- (1) 次の15項目に関する検査を6ヵ月に1回実施するものとする。
 - ・一般細菌 ・大腸菌群 ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ・塩化物イオン・濁度
 - ・有機物等（全有機炭素（TOC）の量） ・PH値 ・味 ・臭気 ・色度
 - （ ・鉛及びその化合物 ・亜鉛及びその化合物 ・鉄及びその化合物 ・銅及びその化合物・蒸発残留物）
- 括弧内の5項目については、基準に適合すれば1回省略することができる。
- (2) 次の11項目に関する検査を1年に1回実施するものとする。
 - ・クロロホルム ・ジプロモクロロメタン ・プロモジクロロメタン
 - ・プロモホルム ・総トリハロメタン ・シアン化物イオンオ及び塩化シアン
 - ・クロロ酢酸 ・ジクロロ酢酸 ・臭素酸 ・トリクロロ酢酸 ・ホルムアルデヒド

5 業務対象校

別紙1のとおり

6 その他

- (1) 毎月業務を完了したときは、別紙2の特定建築物環境衛生管理業務報告書を当該学校長の確認を受けたのち委託者へ提出するものとする。なお、上記3、4の業務を実施したときは、処理結果の詳細を記載した書面又は検査結果通知書等を添付すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、上記に定めるもののほか、関係法令等の規定を遵守して実施するものとする。

札幌市立学校特定建築物環境衛生管理業務仕様書（その3）

1 業務期間

平成18年4月3日から平成19年3月31日まで

2 建築物環境衛生管理技術者の選任及びその業務

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条第1項に規定する技術者免状を保有する者を次項に掲げる学校毎に選任し、当該技術者により毎月1回校舎内（貯水槽を含む）を巡回点検するとともに、建物の維持管理全般が環境衛生上適正に行われるよう次の業務を実施するものとする。

また、各学校毎の技術者の建築物環境衛生管理技術者免状の写しを提出すること。

- (1) 維持管理業務計画の立案
- (2) 維持管理業務の指揮監督
- (3) 環境衛生上の維持管理に必要な各種調査の実施とその結果の評価
- (4) 環境衛生上の維持管理に必要な諸書類の作成及び関係図面、書類、図書等の保管
- (5) 監督機関への特定建築物維持管理報告書及び各種届出書の作成
- (6) その他必要な業務

3 受水槽の清掃

1年に1回、札幌市簡易専用水道指導要綱に基づく給水設備維持管理基準に定められる受水槽及び高架水槽の清掃を実施するものとする。なお、実施時期は別途指示する。

4 水質検査

- (1) 次の15項目に関する検査を6ヵ月に1回実施するものとする。
 - ・一般細菌 ・大腸菌群 ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ・塩化物イオン・濁度
 - ・有機物等（全有機炭素(TOC)の量） ・PH値 ・味 ・臭気 ・色度
 - （ ・鉛及びその化合物 ・亜鉛及びその化合物 ・鉄及びその化合物 ・銅及びその化合物・蒸発残留物）
- 括弧内の5項目については、基準に適合すれば1回省略することができる。
- (2) 次の11項目に関する検査を1年に1回実施するものとする。
 - ・クロロホルム ・ジプロモクロロメタン ・プロモジクロロメタン
 - ・プロモホルム ・総トリハロメタン ・シアン化物イオンオ及び塩化シアン
 - ・クロロ酢酸 ・ジクロロ酢酸 ・臭素酸 ・トリクロロ酢酸 ・ホルムアルデヒド

5 業務対象校

別紙1のとおり

6 その他

- (1) 毎月業務を完了したときは、別紙2の特定建築物環境衛生管理業務報告書を当該学校長の確認を受けたのち委託者へ提出するものとする。なお、上記3、4の業務を実施したときは、処理結果の詳細を記載した書面又は検査結果通知書等を添付すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、上記に定めるもののほか、関係法令等の規定を遵守して実施するものとする。